○税資料の提出について（令和4年9月～令和5年3月分を申請する場合）

で表示された箇所に該当する方は、税資料の提出が必要になります。

■令和4年1月1日現在、大田区に住民登録していた方

- 課税されている方 → ご用意いただく税資料はありません。
- 非課税の方 → ご用意いただく税資料はありません。
- **未申告だった方** → 大田区に申告して**「税額決定通知書」等のコピー**を提出してください。

■令和4年1月2日以降に、大田区へ転入した方

- 課税されている方
  - 会社等にお勤めの方 → 勤務先から5～6月頃に渡される**「市区町村民税および都道府県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」**（下の図①参照）、または令和4年1月1日に居住していた自治体から**「課税証明書（所得控除等記載のあるもの）」**（有料）を取り寄せ、**コピー**を提出してください。
  - 自営業等の方 → 居住していた自治体から6月中旬頃にご自宅へ郵送される**「市区町村民税および都道府県民税（普通徴収）納税通知書」**（下の図②参照）、または令和4年1月1日に居住していた自治体から**「課税証明書（所得控除等記載のあるもの）」**（有料）を取り寄せ、**コピーを提出してください。**
- 非課税の方 → 令和4年1月1日に居住していた自治体から**「非課税証明書」**（**原則有料**）を取り寄せ、**コピー**を提出してください。
- 未申告だった方 → 令和4年1月1日に居住していた自治体に申告して**「税額決定通知書」等のコピー**を提出してください。

■例外的に、大田区以外で令和4年度住民税が課税されている方 → 税申告した自治体から発行される**税証明書類のコピー**を提出してください。

図①「市区町村民税および都道府県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
（下図は大田区の見本です。様式は各区市町村で異なります。）

図②「市区町村民税および都道府県民税（普通徴収）納税通知書」
（下図は大田区の見本です。様式は各区市町村で異なります。）

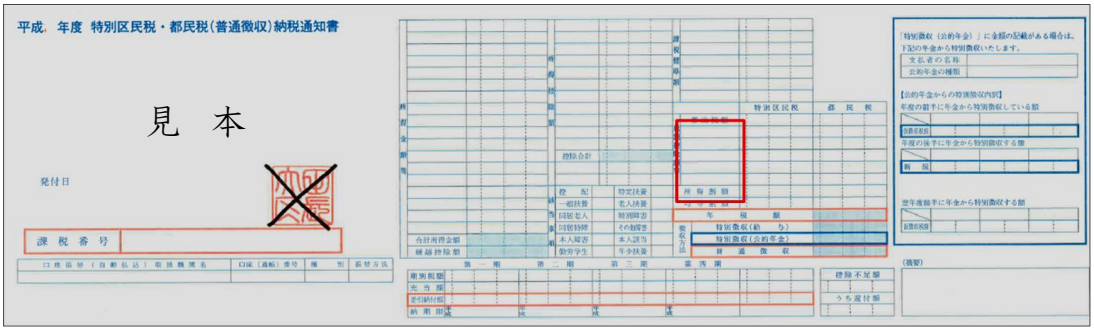

【参考】区市町村民税所得割額の計算方法

（１）給与所得控除後の金額　－　所得控除の合計　＝　課税所得（1,000円未満切捨）

（２）課税所得　×　税率（６％）　－　調整控除　＝　区市町村民税所得割額（100円未満切捨）